

承認第2号

専決処分の承認について（関市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成28年5月10日提出

関市長 尾 関 健 治

## 専決第6号

関市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

関市長 尾 関 健 治

### 関市税条例等の一部を改正する条例

（関市税条例の一部改正）

第1条 関市税条例（昭和25年関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第33条第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第37条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第38条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第126条の3第2項第1号中「個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「番号法第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第9条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第10項を第17項とし、第9項を第15項とし、同項の

次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第9条の2中第8項を第14項とし、第7項を第13項とし、第6項の次に次の6項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第9条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(関市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 関市税条例等の一部を改正する条例(平成27年関市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第80条第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第7項の表第82条の2の項中「第82条の2」を「第82条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第82条の2の項の項中「第82条の2」を「第82条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第82条の2の項中「第82条の2」を「第82条の2第1項」に改め、

同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第82条の2の項の項中「第82条の2」を「第82条の2第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の関市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の2第7項の規定は、施行日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第9条の2第8項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第9条の2第9項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第9条の2第10項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第9条の2第11項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第9条の2第12項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第9条の2第16項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第9条の3第8項第5号の規定は、施行日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。